

第4回佐賀地方最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月19日(火) 10:00~12:20

2 場所 佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室1

3 出席者

公益代表：甲斐委員(部会長) 安永委員(部会長代理) 早川委員

労働者代表：松尾委員、諸富委員、彌常委員

使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員

事務局：恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、
伊東賃金調査員

4 議題

- (1) 追加資料について
- (2) 佐賀県最低賃金額の改正について
- (3) その他

【第1回全体会議】

○岩竹室長補佐

定刻となりました。審議に入ります前に事務局から御報告いたします。

本日は、委員の皆様全員が出席されており、審議会令第5条第2項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いします。

○甲斐会長

皆様こんにちは。

それでは、ただ今から第4回佐賀県最低賃金専門部会を開催します。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○河野賃金室長

それでは資料の説明をさせていただきます。

まずは、資料1枚目の要請書をご覧ください。

こちらは、「日本民主青年同盟佐賀県委員会」から提出されたものです。当審議会は、最低賃金額の改定に関して、関係労使の意見聴取を7月14日から28日までの間行っておりまして、この間4団体から意見の提出がありました。その御意見については8月1日の本審でお知らせしたとおりですが、今回、公示期間を過ぎての提出がありましたので、参考資料として、委員の皆様にお知らせいたします。

内容については、要請書に記載のとおり、賃上げが物価高騰に追いついていないことから最低賃金を早期に1,500円への引上げを求めるということ、地域間格差を是正し、労働力不足を止めるためにも全国一律の制度とすること、最賃の引上げにあたって中小企業の支援を求める、という内容でございました。

2点目は、「最低賃金に係る地方ブロック説明会」の内容でございます。8月8日開催されました、地方ブロック会議で提供されました資料を添付しております。

会議の内容は、3項目の「議題」をご覧ください。会議は2段構成になっておりまして、1点目は、中央最低賃金審議会の答申内容について、2点目が最低賃金の引上げに係る施策について、でございました。

1点目の内容については、資料1を付けておりますけれども、厚生労働省労働基準局賃金課から、令和7年度の最低賃金額改定の目安決定にあたって重視した要素についての説明がございました。

後半は、資料2の内容について、内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局から説明がありました。こちらの方は、グランドデザイン実行計画や骨太方針の説明、最賃近傍労働者数、欧州の最低賃金における指標等の説明とともに、既存の助成金や補助金についての説明で、新たな交付金の説明はございませんでした。

このような内容であったため、質疑応答の中で各県から交付金についての質問が当然出たわけですけれども、そうした質問に対しての新資本事務局の回答を申し上げますと、「交付金の内容については現在検討中であること、業界や地域ごとの事情に応じ、既存施策に不足がある場合には具体的な要請をいただければ制度設定の参考にすること、最低賃金が目安より1円でも高い場合の交付金対象の可否など、詳細は現時点未定であること、昨年度も都道府県によって引上げ幅に差があり、労

使の事情により対応の違いが見られたこと、交付金は歳出予算に関わるため、地域の実情を踏まえ慎重に検討すること、最賃の引上げが事業所に与える影響について、地方でも議論を深め、施策が効果的になるよう情報提供をお願いしたいこと。」等の回答でして、現在も交付金の内容は、新資本事務局で検討中であって、本省賃金課においてはこれ以上のこととは承知していない、ということでございました。8月8日の会議については以上となります。

2点目は、佐賀県の若者の人口流出に関連したものになっております。従前から佐賀県の労働人口の流出が問題になっておりますので、関連した数字をまとめたものになります。

1枚目が佐賀県の若者の人口の動きを示したもので、17歳から28歳までの人口の転入と転出を表したグラフになります。18歳の高校卒業時に約700人、22歳の大学卒業時に約450人が県外に流出しており、佐賀県の経済産業の発展のためには、人材の確保や若者の人口流出というのが課題であるということが分かる内容になっているかと思います。

2枚目は、高卒初任給の推移です。こちらは全国と福岡県、佐賀県の高卒の初任給の10年間の推移をまとめたグラフになります。青色が全国、赤色が福岡県、青色が佐賀県の数字で、全国と福岡県の数値はあまり変わりません。そこから約1万円前後佐賀県の初任給が低いということになりますが、その差が近年縮小傾向にあるということが分かります。

3枚目は、新規学卒者、これは高卒時点になりますが、就職した県が分かる表になっております。棒グラフ下の緑色が佐賀県内への就職人口です。1番上の水色が福岡県への就職人口で、真ん中が佐賀県・福岡県以外の他県への就職人口になります、棒グラフは全体に占める割合を表したものとなっております。

赤でお示しした折れ線グラフは、佐賀県と福岡県の最賃の差額を示しております、差額が縮小傾向にある中で、佐賀県への就職率が2015年には60%を切っていたものが、今年の3月には65.4%になり、中長期的には増加傾向にあるということが確認できるかと思います。

最後に、令和7年3月新規高卒者の県外就職割合という表については、各県ごとの県内及び県外への就職割合を表にしたものとなっております。県外への流出が1番高いのが鹿児島県ですが、佐賀県は全国でワースト6位となっております。また佐賀県は九州の中でワースト3位になります。以上が新たに準備をさせたいいただいた資料の説明になります。

続きまして、前々回の専門委員会の中での福母委員からの御質問への回答をさせていただきたいと思います。佐賀県の賃金UP支援事業について、採択数と採択率が減っている理由というのをお尋ねであったかと思いますけれども、佐賀県からの回答としましては大きく2点ございました。

1点目は、今回の支援枠については周知が行き渡り、応募数が増えているということでございます。つまり、応募が増えたことで結果的には採択率が下がってしまっているということが1点目。2点目は、第4弾に關しましては特に補助率が大きくなつたことで、要件を満たした事業所に対しての補助額が具体的には最大200万円

から400万円に上がったということで、1件当たりの補助額が上がった結果、全体の採択数が減ってしまった、ということが考えられる、という回答でございました。

私からの説明は以上になります。

○恒吉労働基準部長

私からも御質問に対しまして1点御報告申し上げます。

福母委員から業務改善助成金の手続きの簡素化ということで、本省に問い合わせを行いましたところ、ちょっと期待外れかもしませんが「電子申請で申請できる」という回答をいただきました。私から見ましても手続きの簡素化につながるには足りないものと思いますので、今後も電子申請の中で手続きの簡素化などを佐賀局として求めていきたいと思っております。以上でございます。

○甲斐部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの資料の提出ならびに部長からの回答等につきまして、御質問、御意見ありますか。

○福母委員

調べていただいてありがとうございました。それと最初にあった令和7年初任給の資料についてはどなたからお願いがあったのですか。

○甲斐部会長

できればそういう資料もということで、私からお願いしました。会議の中では出なかったのですけど、どんな資料がほかに必要ですかと聞かれたのでお願いしました。

○福母委員

そうですね、いきなり出されたので、何かあったのかなと。

○甲斐部会長

できるだけ多くの資料を集めたいと思って、いろいろお願いしました。

○福母委員

1点目は、日本民主青年同盟佐賀県委員会の要請書に書いてある人手不足が原因で倒産というのは、最近はネットでよく耳にする機会が増えていたので、要請書の意見と同じ感覚です。賃上げの直接支援についてですが、岩手、徳島、群馬、奈良、茨城は直接支援を実施していますと書いてあるのですが、内容についてご存知であれば教えてもらいたいのですが、どんな仕組みなのかお分かりになりますか。分かる範囲で結構です。答えきれないなら後でいいです。

それとブロック説明会についての感想ですが、納得のいく説明を期待していたのですけど、何ら変わりないということで、何のための説明なのかと感じました。

2点目は、県の採択率が低くなっているというのは予算の関係もあると思います。支援額も大きくなっていると周知も進んでいるので応募が増えて、ただ県の予算は限りが

あるということだろうと思います。

あとは業務改善助成金については、ほぼ言葉だけで、積極的に活用してもらおうという感じではないですよね。結局、電子申請でやっていきますと。申請書類を減らすとかそういうこともないということでしょうし。

○恒吉労働基準部長

その改善を求めてまいります。

○福母委員

あと最後です。令和7年度全国地域別最低賃金結審状況については説明されましたか。

○河野賃金室長

これは参考資料としてお付けしているだけなので、説明はしておりません。昨日時点での結審状況です。

○福母委員

特徴的なのが、島根や鳥取、石川は上げているのですけど、特に三重と島根が発効日を11月にしていますよね、これはどういう理由なのでしょうか。分からなければ結構です。

○恒吉労働基準部長

事業者の準備期間ということで聞いております。

○福母委員

松尾委員に質問ですが、最低賃金で働いている人の特性を見ていると、主たる生計者ではない人も一定数いると思いますが、このような方たちは、年末にかけて、扶養から外れることを嫌って、就労調整をする傾向が強いということも一部非正規労働者の中にいらっしゃると思いますが、そうなのでしょうか。

○松尾委員

はい。

○福母委員

発効日については柔軟に考えた方がいいと思います。引上げ幅が大きいですからね。もう1点は、全国大手、経団連の集計を超える引上げ率なので、全国大手を上回る賃上げをして、果たして中小企業が持ちこたえることができるかどうか、と思いました。準備期間として発効日を遅らせるというのもひとつの手だなと思っています。準備期間ということですね。

○恒吉労働基準部長

はい。

○福母委員

はい、分かりました。

○甲斐部会長

ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

○松尾委員

すみません。8月8日に説明があった最低賃金にかかる中央ブロックの説明会で、さっき福母委員が言われたとおり、新しいものが全く出て来ていない中で、なぜこの最低賃金の審議会の途中にこういったものをやらないといけなかったのか、その意図がちょっと分からぬのですけど、どういった意図だったのでしょうか。

○恒吉労働基準部長

なぜ説明会を開くことになったのかという経緯や理由についての説明は無かったもので、これ以上申し上げることはできません。推測で申し上げるのもいかがかと思いますので。

○松尾委員

何の疑問もなく、説明会に入られたということですか。私たち審議会の委員としては、何の新しいものも出てないのに何でこんな説明を今更するのかという疑問がまず湧くのですが、会議に出られた方は何も疑問も湧かずに参加をされたということですね。

○恒吉労働基準部長

私の認識ですが、これからスタートするという意識合わせを感じました。補正予算なども通じて、実現をしていくのではないかと推測いたしました。この場面でやっていないと、以前、首相の方でも発言されたものの、このままでは実効性に疑問を呈せられると思われたので、そのつなぎと言いますか、それを行動に表すためにウェブ会議を開かれたものと思いました。

○松尾委員

すみません、よく分からぬです。

○河野賃金室長

疑問点は私達も同じでして、新しい支援の内容がここで具体的に出て来るのかなという期待があったのですけれども、そういうもののがありませんでしたので、各県からもそういう質疑が多々出ておりました。

今現在、具体的なものがあるのかと質問には、「ない」という回答でした。

また、新たな動きについて自治体の要望を聞くようなことがあるのかという質問に対しては、今後自治体に対して要望を聞きたいので、情報収集に御協力いただきたいという回答があり、地域の実情に応じたかたちで交付金を考えますよ、という

ことでしたので、こういった現状について周知をした、ということなのかなと思ったところではあります。

○松尾委員

まあ、いいです。

○西岡委員

すみません、発効日を調整したという点についてですが、発効日の設定の根拠、どのような理由でこの日にちになったかが、分かるようであれば聞いてもらえると助かります。

何で 11 月 21 日にしたのとか、16 日なのかとか、設定の根拠があるようであれば教えていただきたいです。

○恒吉労働基準部長

はい、分かりました。

○甲斐部会長

中賀の報告の中に、発効日の設定を検討するようにと一言あったので、今年はそういう議論が各県でされたのでしょうか。

○西岡委員

佐賀でも発効日の設定を是非お願いしたいと思っています。

○甲斐部会長

だんだん答申が遅くなっているからね。
早くするという意見もあったのですけどね。

○福母委員

決定日をこの資料に載せていただければいいと思います。

金額が決まった日ですね。そうすると 1 か月半くらいの期間を設けているということになります。

○西岡委員

もう今の時期に結審したとすると最短で発効日は 10 月末くらいですか。
11 月 21 日になることはないと思います。

○恒吉労働基準部長

昨日、結審したところが 10 月 12 日です。

○福母委員

どこ。

○恒吉労働基準部長

昨日は京都です。

○福母委員

問題は三重と島根、奈良が 11 月に発効になっているので、その 3 県の最低賃金が決まった日を教えていただけだと、なんとなく結審から発効までの期間的なイメージができるなと思っています。

○恒吉労働基準部長

島根は昨日です。

他は現時点で分かりかねますので、確認いたします。

○甲斐部会長

お願いします。それでは、ほかにございますか。

それから質問以外として、今の三者揃った段階で、何か御提出になるような資料とか御意見とかございますか。個別折衝に進んでもよろしいですか。

(異議なし)

○甲斐部会長

はい、それでは、これから、金額の個別にお伺いするプロセスに入りたいと思います。前回の金額につきましては、労働者側から 83 円、使用者側から 42 円という提示をいただいております。

前回の最後のところで確認しましたが、本日は使用者の皆様から再提案をお願いしたいということで御了承いただいておりますので、そのように進めたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐部会長

はい、それでは、これから双方、控室に移動していただきまして、使用者の皆様は準備が整いましたらこの会議室にお集まりください。

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕

〔労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝〕

〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

【第 2 回全体会議】

○甲斐部会長

ただ今から第 2 回全体会議を始めます。

公益側でいろいろ相談をしまして、労働者側に使用者側が御提案いただいた件をお話ししました。ひとつは42円を再提示する用意は本日ないということ、それに対する根拠となるデータが見つからないことをお伝えしました。

それからもうひとつは、発効日を延ばすということについても議論してほしいということを伺いましたので、その点についても労働者側にお伝えしました。発効日を延ばすということについては、現時点では延ばす理由が見つからないので、回答することはできないということです。ただ、準備期間などが必要ということもお話をしましたので、そのことについて発効日を延長するのかどうか、それから金額をどうするのかということについて、明日そのことについて議論を進めていきたいと思っております。

発効日を遅らせるにあたっては、使用側としても御提案いただいた点について、もう少し根拠あるいは何かデータ、必要性みたいなことを御提案いただきたいというのが労働者側の希望でもあり、公益側の希望でもございますので、そのことについては、明日、お伺いできればと思っております。

○福母委員

発効日を遅らせる根拠ですね。

○甲斐部会長

理由。

○福母委員

はい。

○甲斐部会長

でないと、労働者側の方もやはり遅らせることに賛同はできないということですね。やはり1日でも早く引き上げていって、生活が非常に厳しい人達を救いあげていくということがひとつの役割だということもあります。よろしいですか。

(異議なし)

○甲斐部会長

それでは、本日の専門部会はここで終了したいと思います。

本日の議事録の署名につきましては、労働者側彌常委員、使用者側平野委員にお願いします。

それでは、長時間ありがとうございました。これで専門部会は終了したいと思います。

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
